

諮問日：令和5年3月29日（令和4年度（最情）諮問第22号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最情）答申第5号）

件名：特定の裁判官が特定の事件の特定年月日の決定に参与することが出来ることを証する裁判所法第40条による「最高裁判所の指名した者の名簿」の該当部分等の一部不開示等の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官が特定日において特定の事件の決定に裁判官として参与することが出来ることを証する裁判所法第40条による「最高裁判所の指名した者の名簿」の該当部分写し（以下「本件開示申出1」という。）及び同条による「内閣でこれを任命」した貴庁内で保管、保存する該当部分写し（以下「本件開示申出2」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出1について特定日に開催された裁判官会議議事録（以下「本件議事録」という。）の抜粋部分（以下「本件開示対象文書」という。）に係る情報の一部を提供し、本件開示申出2について同申出に係る文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年2月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件議事録は一部抜粋し開示となったが、明文に規定のある名簿と内閣にこれの任命を求めた文書等の開示されていない。特に三権分立のわが憲法主旨を鑑るに、司法（裁判官会議）の決定事項を、内閣（行政）をもって任命又は任

免を求める文書が最高裁判所内の部署で作成されていないことはあり得ない。もしかかる文書原本は内閣に移送等されたとしても、最高裁判所内の別部署で人事に関する事項を記録又は総務等手続を行う必要がありかかる文書控を取得し保管、保存しているとするのが相当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出1について

原判断においては、特定の裁判官の指名について最高裁判所が決定を行ったことを記載した本件議事録を対象文書と特定し、そのうち再任名簿等について開示に代わる情報提供を行った。

なお、苦情申出人は、明文に規定のある名簿が開示されていない旨主張するが、本件苦情申出書を受け付けた令和5年2月27日時点において、苦情申出人は本件開示申出1に係る開示を受けていない。

2 本件開示申出2について

本件開示申出2に該当する文書は、任命される裁判官本人に交付されるものであって、最高裁判所でその写しを保有することはなく、保存することを定めた法規等もない。本件開示の申出を受けて、念のため最高裁判所内を探索したが、本件開示申出2に該当する文書は存在しなかった。

苦情申出人は、本件開示申出2に関して、特定の裁判官の指名について最高裁判所が内閣に対し送付した任命又は任免を求める文書の控えを保管、保存しているのが相当である旨主張する。しかし、本件開示申出2の内容は「特定の裁判官について、裁判所法第40条による「内閣でこれを任命」した貴庁内で保管、保存する文書の該当部分写し」であるから、苦情申出人が指摘する文書が本件開示申出2の対象とならないことは明らかである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和5年3月29日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月25日 本件開示対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出1について、本件開示対象文書を見分した結果によれば、本件開示対象文書は、本件議事録の抜粋部分で、開示申出人が開示を求めている特定の裁判官を特定の日付において任命される者として指定する旨が記載された再任名簿の一部であると認められ、本件開示申出1に係る名簿であるということが出来る。

苦情申出人は、明文に規定のある名簿が開示されていない旨主張している。しかしながら、同主張における「明文に規定のある名簿」とは、裁判所法40条1項に規定する名簿であると解されるどころ、同名簿については開示に代わる情報提供がされ、その方法も適切なものと解される。

- 2 次に、本件開示申出2について検討すると、最高裁判所事務総長の説明によれば、これに該当する文書は、任命される裁判官本人に交付されるものであって、最高裁判所でその写しを保有することはなく、保存することを定めた法規等もないということであり、裁判所法40条その他の裁判官の任命に関連する規定に照らしても、上記の説明に特段不合理な点はない。そうであれば、本件開示申出2に該当する文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は不合理ではなく、その他、最高裁判所において本件開示申出2に係る文書を所持していることをうかがわせる事情はない。

苦情申出人は、最高裁判所が内閣に対し送付した特定の裁判官の任命等を求める文書の控えが保管又は保存されているはずであると主張している。しかし、本件開示申出2の内容は、「特定の裁判官について、裁判所法第40条による「内閣でこれを任命」した貴庁内で保管、保存する文書の該当部分写し」であって、内閣における任命手続に関する文書を指していると解され、苦情申出人

の主張に係る上記文書が、本件開示申出2の対象となるとは解されない。

- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子